

平成13年度納期限一覧表

月別	種 目	納期限
4月	軽自動車税 全期分	5月1日(火)
5月	固定資産税 1期分	5月31日(木)
6月	町県民税 1期分	7月2日(月)
7月	固定資産税 2期分 国民健康保険税 1期分 介護保険料 1期分	7月31日(火)
8月	町県民税 2期分 国民健康保険税 2期分 介護保険料 2期分	8月31日(金)
9月	固定資産税 3期分 国民健康保険税 3期分 介護保険料 3期分	10月1日(月)
10月	町県民税 3期分 国民健康保険税 4期分 介護保険料 4期分	10月31日(水)
11月	固定資産税 4期分 国民健康保険税 5期分 介護保険料 5期分	11月30日(金)
12月	町県民税 4期分 国民健康保険税 6期分 介護保険料 6期分	12月25日(火)
1月	国民健康保険税 7期分 介護保険料 7期分	1月31日(木)
2月	国民健康保険税 8期分 介護保険料 8期分	2月28日(木)

税の
プロムナード

平成13年度の町税・介護保険料の納期限は、次の一覧表のとおりです。忘れずに、納期限までに納めてください。
なお、口座振替を行っている方は、次の表の納期限に指定の口座から引き落としになりますので、残高の確認をしてください。

町税等は納期限内に

暮らしのワンポイント

衣類のしみは素早い処置が鉄則です。基本は「たたいて落とす」こと。ゴシゴシすると広がったり汚れが纖維に入り込んで落ちにくくなったりするので注意します。

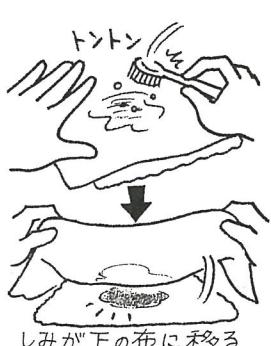
う。外出先でしみを作つてしまつたら、その場でハンカチなどに水をつけ、下にティッシュを敷いて上からたたく「応急処置」を。これだけでも、後のしみぬき作業が楽になります。

きちんととしたしみぬきは、汚れに合わせた方法で行う必要があります。用意する物はフランジ(しみぬき専用のほか豚毛の歯ブラシや綿棒を束ねたものでもOK)と、清潔な木綿の布(さうし、手ぬぐい)です。

服のしみぬき

水をつけたブラシでたたく

マヨネーズやバター、口紅など油性のしみは、ティッシュで汚れをつまみ取つてから、ベンジンを含ませたブラシでたたき、ベンジンが乾いたら洗剤で水洗いします。完全に落ちていなければ漂白剤を使いましょう。最近は、しみの種類別に対応できる携帯用のしみぬきセットも市販されています。いざというときには慌てないよう、ふだんから持ち歩くのもよいでしょう。



身体障害者等のために利用されている軽自動車について、一定の条件に該当する場合は一人一台（自動車税も含む）に限り減免の措置があります。減免を

受けられる方は、4月24日(火)までに税務課で申請してください。

- 持参するもの
- ①身体障害者手帳、療育手帳等
- ②運転免許証

軽自動車税の減免申請

4月24日 まで

- (3) 減免を受けようとする車の車両番号
- (4) 印かん 検証
- (5) 問合せ 税務課課税係
- (6) 内線1111

しみには大きく分けて水性のしみと油性のしみがありますが、一度に両方のしみをつけてしまった場合は、油性のしみを優先します。最初に水性しみを落とすとすると、油性のしみはその水分で固まってしまい、落ちなくなつ

てしまう可能性もあります。

しおゆや「一ヒー、ジュー」となど油分を含まないしみの場合、下に布を敷き、ブラシに水を含ませて汚れを下の布に移す感じでトントンとたたきます。しみが下に移つたら、布をずらして繰り返します。汚れが薄くなつたら、今度は中性洗剤を溶かした水をブラシに含ませて再びたたきます。

しまつます。